

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2023年3月20日時点

～2023年4月19日	2023年4月20日～
-------------	-------------

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編	Smart Data Platformサービス利用規約 共通編
第1章～第3章 (略)	第1章～第3章 (略)
第4章 料金等	第4章 料金等
(料金)	(料金)
第19条 別冊等に定めるメニュー等の料金等は、別冊に定める料金表又は当社のサービスサイト (https://sdpf.ntt.com/) に掲載する料金表 (以下、「Web料金表」といいます。) に定めるところによります。	第19条 別冊等に定めるメニュー等の料金等は、別冊に定める料金表又は当社のサービスサイト (https://sdpf.ntt.com/) に掲載する料金表 (以下、「Web料金表」といいます。) に定めるところによります。
2 物価の上昇、経済事情の変動、為替の変動、現地税制の改正等により <u>契約金額</u> が不相当となった場合、当社は、原則として <u>契約金額</u> の変更を実施できるものとします。 <u>但し、為替の変動による契約金額の変更は、直近の暦月3か月間の平均TTMレート (株式会社三菱東京UFJ銀行のホームページに記載されるもの) が、本契約締結時のTTMレート (同上) と比較して7%以上変動した場合に限定されるものとします。</u> また、別冊等に定めるメニュー等の料金等を値上げする場合は、30日前までに契約者に通知するものとします。	2 物価の上昇、経済事情の変動、為替の変動、現地税制の改正等により <u>別冊等に定めるメニュー等の料金等</u> が不相当となった場合、当社は、原則として <u>その料金等</u> の変更を実施できるものとします。また、別冊等に定めるメニュー等の料金等を値上げする場合は、30日前までに契約者に通知するものとします。
第20条～第23条 (略)	第20条～第23条 (略)
第5章～第8章 (略)	第5章～第8章 (略)
補足 削除	補足 削除
	附則 (令和5年3月14日 C N Sデ第01032398号) この改正規定は、令和5年4月20日から実施します。